

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和6年10月11日

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等	▼
	●知事 ○市区町村長等	
2. 都道府県名	神奈川県	執行機関名 神奈川県知事
3. 市区町村名		
4. 届出番号	8	
5. 独自利用事務の事例番号	120-1	難病患者の医療費助成に関する事務
6. 独自利用事務の対象者	B型ウイルス性肝炎患者又はC型ウイルス性肝炎患者	
7. 番号法第9条第2項の条例に規定した日	令和6年7月19日	
8. 保護評価の実施の有無	1. 有	▼
9. 評価書番号	30	
10. 保護評価書の名称	肝炎治療医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書	
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mvnumber/evaluationSearch/?search=1&hj_no=&kk_name=神奈川県&ev_name=肝炎&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=6&opn_date_from_month=7&opn_date_from_day=30&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=6&opn_date_to_month=10&opn_date_to_day=30&count=20&search=検索	
12. 委任関係		▼

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	肝炎患者等(肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。)に対する医療の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	131	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	158	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の6の項 肝炎患者等(肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。)に対する医療の給付等に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	難病の患者に対する医療等に関する法律 第1条	神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、難病(発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。以下同じ。)の患者に対する医療その他難病に関する施策(以下「難病の患者に対する医療等」という。)に関し必要な事項を定めることにより、【難病の患者】に対する【良質かつ適切な医療の確保及び難病の患者の療養生活の質の維持向上を図り、もって国民保健の向上を図る】ことを目的とする。	国内最大級の感染症であるB型ウイルス性肝炎及びC型ウイルス性肝炎は、インターフェロン治療、インターフェロンフリー治療、及び核酸アナログ製剤治療(以下「抗ウイルス治療」という。)によって、その後の肝硬変、肝がんといった重篤な病態を防ぐことが可能な疾患である。しかしながら、このインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療については月額の治療費が高額となること、また、核酸アナログ製剤治療について、長期間に及ぶ治療によって累積の治療費が高額となることから、早期治療の促進のため、抗ウイルス治療に係る医療費を助成し、【患者】の医療機関へのアクセスを改善することにより【将来の肝硬変、肝がんの予防及び肝炎ウイルスの感染防止、ひいては県民の健康の保持、増進を図る】ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		神奈川県肝炎治療医療給付実施要綱